

## 1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和元年9月20日付けで行った文書「1. 2019年8月、瀬戸市教委が、一貫校の教職員（「加配教員」等）について要望するため、県教委（尾張教育事務所も含む）と面談したことに関する以下の文書。① 県教委より受け取った文書。② 面談内容、結果（どのような話し合いがなされたのか。県教委の見解等）を記した文書。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和元年10月8日付け元瀬学教第1326号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

## 2 審査請求人の主張の趣旨

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が令和元年9月20日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和元年10月8日付け元瀬学教第1326号で行った公文書一部開示決定の処分について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

### (2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

#### ア 「学級種別の一部」の不開示について

特別支援学級の障害種別が不開示とされているが、にじの丘学園でどのような障害の児童生徒を受け入れる用意があるのか、開示されていなければ関係保護者が困惑することにもなりかねず、また、条例第7条第2号に規定する「慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」であることから、開示されるべきである。

#### イ 「追加配置希望数」の不開示について

(7) 処分庁が、愛知県教育委員会（以下「県教委」という。）に対して、単に「追加配置希望数」を記したものであり、それがなぜ条例第7条第5号に規定する「不当に市民の間に混乱を生じさせる」ことになるのか、まったく不明である。

(4) 県教委は、加配教職員について、法に従って配分すると、その基本姿勢を明確にしており、混乱が生じることはない。

(7) 処分庁が、県教委に対し、加配を要望し、県教委からの配置では希望加配数に満たない場合に、処分庁が残数を直接雇用したいが、予算不足で不可能となるかもしれないので、それを危惧して市民に「希望数」を明示しないのではないのか。

(1) 以上、条例第7条第5号に該当しないので、開示すべきである。

### 3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 「学級種別の一部」については、公にすることにより、個人が推測される可能性があり、この情報は心身の状況に関するもので個人に不利益を及ぼすおそれがあるため不開示とした。
- (2) 「追加配置希望数」については、人事管理に関する文書であり、現段階で内容が不確定なものであり、これを開示することにより、確定事項と解釈され、市民の間に混乱を生じさせる可能性がある。この場合、公正、公平かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

### 4 審査請求に係る経過

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 令和元年 9 月 20 日   | 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出                     |
| 令和元年 10 月 8 日   | 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付                     |
| 令和元年 11 月 5 日   | 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出                        |
| 令和元年 11 月 21 日  | 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼                          |
| 令和元年 11 月 27 日  | 処分庁から審査庁へ弁明書を提出                            |
| 令和元年 12 月 16 日  | 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼                        |
| 令和元年 12 月 20 日  | 審査請求人から審査庁へ反論書を提出                          |
| 令和 2 年 2 月 17 日 | 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施                         |
| 令和 2 年 3 月 12 日 | 審査庁から審査請求人へ口頭意見陳述聴取の際に出た質問に対する処分庁からの回答書を提出 |
| 令和 3 年 4 月 12 日 | 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出                 |
| 令和 3 年 6 月 10 日 | 第 1 回審査                                    |
| 令和 3 年 7 月 8 日  | 第 2 回審査                                    |

### 5 審査会の判断の理由

- (1) 審査請求人は、次のように主張している。

障害種別を不開示としている点について、名古屋市などのように特別支援学級の設置状況を開示しているところもある。また、瀬戸市でも、「瀬戸市の教育 2018 年度版」の通級指導教室の設置状況において、本件で不開示としたような障害種別について記載しており、処分庁の対応は整合性がないと言える。

また、追加配置希望数を不開示としている点については、決裁（令和元年 8 月 23 日起案）において、どういう数字を県教委に要望するのかを処分庁として決定しているので「未成熟」又は「不確実」な情報には当たらない。

以上のことから、いずれも開示されるべきである。

- (2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 「学級種別の一部」の不開示について

(ア) 本審査会は、審査請求人の主張に基づき、他市では学級種別について開示しているが、瀬戸市では不開示とした理由について確認した。

処分庁は、不開示とした理由について、保護者は障害に関し様々な捉え方をしており、障害区分を開示することは、仮に1名しかいない学級があった場合、特別支援学級に在籍している事実に加えて、個人の情報（障害の区分）まで知られてしまうおそれがあるため、との回答であった。

(イ) 本審査会は、処分庁が通級指導教室の設置状況を示す資料において障害種別を記載しているにもかかわらず不開示としている理由について確認した。

処分庁は、通級指導教室の設置状況を示す資料について、処分庁内の別の課が作成した文書であることから、障害種別が記載されているという認識は無かったものであり、処分庁内で整合性が取れていなかったとの回答であった。

イ 「追加配置希望数」の不開示について

(ア) 本審査会は、処分庁が追加配置希望数について追加配置数確定後である令和2年4月1日以後は開示できると説明したことから、追加配置要望した時点では開示できないこととした理由について確認した。

処分庁は、要望の段階では未確定であるため、最終確定前に追加配置要望した数字が独り歩きしてしまうことは望ましくないとの回答であった。具体的には、生徒数に対して追加配置要望数が釣り合っていなかった場合、当該学校を冷遇しているのではないかと等憶測を招くおそれがあるとのことであった。

(イ) 追加配置希望数は、処分庁が県教委に対して要望しているものであることから、本審査会は、処分庁が開示請求を受け開示・不開示決定処分をするに当たり、県教委から追加配置希望数について不開示とする旨の制約等が無かったかについて確認した。

処分庁は、開示・不開示決定処分に当たり県教委へ確認の上、事務を進めており、令和2年4月1日までは開示しないということ、また、令和2年4月1日以降は開示が可能であることを確認しているとの回答であった。

(ウ) 追加配置希望数は、令和2年4月1日以降は開示が可能であることから、要望段階で開示することで具体的にどのような混乱が生じるのかについて確認した。

処分庁は、要望段階で開示することで、確定情報として捉えられて、市民及び教職員から期待されてしまうおそれがあり、そのようなことは避けたいと考えるとのことであった。

ウ 本審査会の判断

以上のことから、本審査会は次のとおり判断した。

(ア) 特別支援学級の障害種別について

障害の有無及び程度は、個人の心身の状況に関する個人の情報であり、特定の個人が識別され、又は、識別され得るものは、不開示とすべきである（条例第7

条第2号)。障害種別についても、個人の情報に該当するものと考えられる。

瀬戸市の人口規模及び小学校の在籍者数を考えた場合、特別支援学級の障害種別を開示することにより、当該学級に通学する個人を特定される可能性が高いと考えられる。特に、障害種別に該当する児童が1人でも在籍していれば、障害種別を問わずその学校に特別支援学級が開設されることになるので、その場合には容易に個人が特定されることになる。よって、処分庁が条例第7条第2号に該当し、処分庁が不開示としたことは妥当であると判断する。

なお、他の市町村では同様の情報を開示しているところもあるが、本件は、各市町村の実情等を加味して判断するべきものであり、各市町村ごとに取扱いが異なっても問題はないと考える。

また、通級指導教室の設置状況を示す資料において、障害種別が記載されているが、前述のとおり、当該資料において開示されていることが不適切なことであり、したがって、このことをもって本件において障害種別を開示する理由にはならない。

#### (イ) 追加配置希望数について

要望段階の不確定な情報であることから、これを開示することにより、市民及び教職員に誤解や憶測を招くおそれがあることから、処分庁が、条例第7条第5号に該当するとしたことは妥当である。

なお、県教委から確定前の段階における情報を不開示とする旨の制約があるが、これは、同趣旨によるものと考えられる。

## 6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

## 7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁は、通級指導教室の設置状況を示す資料について把握していなかったことから、今回の不開示処分と整合性がとれていない状況であったので、処分庁内で共通認識のもと事務を進めるよう要請する。

また、処分庁は、追加配置要望の開示に当たり県教委に確認の上、事務を進めているとのことであったが、今後同様の開示請求があった場合に対応できるようにするため、要望段階では開示しないが、確定した要望内容は開示しても良いとする根拠について県教委に確認されたい。